

# 鹿児島県の営繕工事における遠隔臨場試行要領

## 1 総 則

### 1.1 目 的

本要領は、鹿児島県が発注する営繕工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、監督職員の立会い等を適切に行うために、必要な事項を定めるものである。

### 1.2 定 義

本要領における遠隔臨場とは、映像・音声の双方向通信を使用して、「監督職員の立会い等」を行うことをいう。

### 1.3 試行対象

土木部の各執行機関が発注する営繕工事を対象とする。

### 1.4 試行の適用

受発注者のいずれの発議でも打合せ簿による受発注者協議のうえ、本要領による遠隔臨場を適用できる。

### 1.5 実施計画書

受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次の内容からなる実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けなければならない。

- (1) 適用する工種・確認項目
- (2) 使用機器と仕様
- (3) 実施方法

## 2 遠隔臨場を実施する工種・確認項目

遠隔臨場を実施する工種・確認項目は、別添実施対象表を参考に、対象工事の特性、進捗状況等を踏まえ、遠隔臨場であっても「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られるものを受発注者間で協議して選定するものとする。

## 3 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する機器等は、受注者が保有しているスマートフォンやタブレット等のモバイル端末や情報共有システムを利用できるものとする。

ただし、寸法等の近景や遠景の映像による確認に支障がないことをあらかじめ受発注者で確認することとする。

#### 4 遠隔臨場の実施方法

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

##### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員と動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等の仕様、通信状況について確認を行う。

##### (2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置等を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

##### (3) 実施方法

受注者は、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像・音声をWeb会議システム等を通じて監督職員へ配信し、必要に応じて「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「計測時間」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

監督職員は、受注者から配信された映像・音声とWeb会議システム等の通信により「監督職員の立会い等」を実施する。なお、監督職員は、「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られないと判断する場合は、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来の臨場を実施する。

##### (4) 記録と保存

受注者は、映像・音声を配信するのみであり、原則として録画・録音を行わない。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。

監督職員は、対象工事の関係者への情報共有等のため、必要に応じて録画・録音をすることができる。ただし、工事目的物の用途や遠隔臨場の対象箇所・工程により機密性の確保が求められる場合は、録画・録音は行わない。

#### 5 試行にかかる費用

試行に必要な費用は、受発注者で設計変更の協議を行うこととする。

#### 6 留意事項

遠隔臨場あたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途、映像記録として保存される場合があること等を説明し、承諾を得ること。また、作業員のプライバシーを侵害する画像や音声配信されないよう留意すること。

- (2) 動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、監督職員の指示により録画を行った場合において、公的ではない建物の内部や人物が意図せず記録映像に映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (5) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像・映像により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。
- (6) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (7) 録画・録音する場合の情報管理は適正に行うこと。
- (8) 文字や数値の視認性を高めるため、必要に応じて手ぶれ防止機能のある機器又は手ぶれ補正装置の使用を検討する。
- (9) 改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに配慮するとともに、現地職員の業務に関する秘密の保持に留意すること。
- (10) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

## 附 則

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、鹿児島県が発注する営繕工事の工事監理業務委託において、工事監理業務の受注者が実施する工事監理業務に準用することができる。

## 【参考】現場説明書（記載例）

本工事は、遠隔臨場の試行対象工事である。受発注者間で協議の上、「鹿児島県の営繕工事における遠隔臨場試行要領」の内容に従い、監督職員の「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等を利用して遠隔臨場を行うものとする。

試行対象表（標準仕様書等による試行対象）

【建築工事編】

項目	章	試行対象	備考
監督職員 の立会い	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員の立会い」 ・材料の検査に伴う試験 ・施工の立会い	
監督職員 と協議	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・材料の検査等 ・施工の検査等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1章 各章共通事項	・関連工事等の調整	

注) 表内の試行対象は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書の項目を示す。

試行対象表（標準仕様書等による試行対象）

【電気設備工事編】

項目	章	試行対象	備考
監督職員 の立会い	第1編 各編共通事項	・施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・機材の検査等 ・施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1編 各編共通事項	・関連工事等の調整	

注）表内の試行対象は，公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の項目を示す。

試行対象表（標準仕様書等による試行対象）

【機械設備工事編】

項目	章	試行対象	備考
監督職員 の立会い	第1編 各編共通事項	・施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・機材の検査等 ・施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1編 各編共通事項	・関連工事等の調整	

注) 表内の試行対象は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の項目を示す。